最終更新日：2015年11月19日

DOWAホールディングス株式会社
代表取締役社長 山田　政雄
問合せ先：03(6847)1100
証券コード：5714
http://www.dowa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社およびグループ各社は、「地球を舞台とした事業活動を通じ、豊かな社会の創造と資源循環社会の構築に貢献する」という企業理念のもと、社会からの各種要請にも応えてまいりました。当社は、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を経営の最高課題の一つとして位置づけ、「DOWA グループの価値観と行動規範」に基づき、社会への貢献とともに内部統制の効果的かつ効率的な体制整備と運営にグループ全社をあげて取り組んでいます。当社は、平成18 年10 月から、持株会社制を採用しています。市場の最前線で顧客ニーズをより敏感に捉え、権限を持って迅速な意思決定を行うとともに、事業特性に応じて柔軟かつ大胆な事業運営を実施できるよう各事業部門を分社化し、当社自身は、持株会社となってグループとしての最適な経営資源の配分を行い、グループの持続的成長による企業価値の最大化を図っています。当社は、（1）監査役会の設置、（2）社外取締役の選任により、経営の健全性の確保を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4－11－2　取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】
取締役会の実効性について、現在は分析・評価・開示を手続きとして定めておりませんが、今後の検討課題として認識しております。
当社は、原則として毎月1回取締役会を開催しており、業務執行にかかわる重要事項が時機に遅れることなく決定・報告されております。
社外取締役は、取締役会では事務局から決議事項、報告事項の事前説明を受け、議案等について事前に検討し、取締役会において積極的に意見を述べ、その意見は取締役会の決議および取締役・執行役員の業務執行に反映されております。
監査役は、取締役会に付議される議案について事前に検討し、必要に応じて取締役、関係者から事前説明を受け、問題点を把握し、取締役会において、または取締役会前後において、法令・定款への適合およびリスク管理の観点から質疑を行い、必要に応じて意見を述べております。これらは、監査役・監査役会での活動と併せて、当社の業務執行に反映されております。
上記について、本報告書「II1.【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】」「II3.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」において併せて開示をしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社の政策保有株式は、取引先等との関係の維持・強化、発行会社との強固な信頼関係の形成を目的に当社企業価値の向上につながるものを対象としています。保有の是非については適宜中長期的な経済合理性の検証を行い、保有を続けても企業価値の向上に資さないと判断した場合は、順次売却します。
政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、その議案が発行会社の企業価値の向上につながる適切な意思決定を行っているか、当社の企業価値向上にもつながっているか等を総合的に勘案し、賛否を判断します。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社の役員や主要株主等との取引については、各取引内容を精査し、利益相反取引に該当する場合は、法令および社内規程である「取締役会規程」に基づき、事前に取締役会において、取引条件およびその決定方法の妥当性について審議し、意思決定を行う方針です。

【原則3－1　情報開示の充実】
当社は、当社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も公表しております。

(i) 当社では2015年度～2017年度の3カ年の中期計画を策定しております。「成長の継続」の基本方針のもと、（1）海外事業のさらなる拡大（2）成長市場・周辺分野への展開による事業拡大（3）事業競争力の継続的強化のための各施策を実行し、さらなる成長の実現に取り組んでいきます。その詳細は当社ウェブサイト（http://www.dowa.co.jp/jp/ir/index.html）に記載しておりますので、ご参照ください。

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針は、本報告書「I1．基本的な考え方」において開示をしております。

(iii) 当社は、役員報酬制度については、社外役員や外部有識者を加えた報酬委員会で設計しており、客観的な視点を取り入れた報酬制度を策定しております。当該役員報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」により構成されており、監査役については業務執行から独立しているため「固定報酬」のみとしています。

(iv) 取締役候補者の選定は、当社の事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、次の基本方針により行っております。
社内出身の取締役については、DOWAグループでの勤務実績に基づいて能力や知見を有する人物を選定しております。また、社外取締役 については、専門性やその経歴等を考慮して、事前の面談・意見交換を実施し、多様な価値観・考え方を事業運営に反映させる視点から積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる人物を選定しております。
監査役候補者の選定は、監査活動の充実・強化を基本方針としております。その選定にあたっては、代表取締役社長の人選に基づき、監査役会が協議・意見交換を実施したうえで監査役候補者を選定し、その選任議案を株主総会に提出するよう代表取締役社長に請求しております。

上記の方針に基づいて、代表取締役社長が取締役・監査役候補者を選定し、取締役会に付議し、その決議により株主総会に提案することで決定しております。

(v)当社は、取締役・監査役候補者の指名については、株主総会参考書類の中で経歴を示して役職にふさわしいことを開示しております。

【補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、取締役会規程および職務権限規程を定め、取締役会の専権事項・経営陣への委任事項を明確化しております。なお、当社は意思決定の迅速化と経営の効率化を目的に執行役員制度を導入しております。
法令および社内規程に従い、取締役会で決定すべき重要な業務執行以外についてはその取引規模等を勘案したうえで、執行役員に権限を付与しております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役会7名のうち2名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の独立性を、会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準に加え、その人物が当社と利害関係がなく意思決定するにあたり独立した立場を保てるか否かであると捉えております。具体的には、所属組織と当社との取引高や寄付収入が所属組織の5%未満であれば、当社との取引等に依存することなく独立性を保っているものと考えております。
また、求める資質として、バランス感覚や実績のほか、当社にはない高い知見と専門性が必要であると考えております。

【補充原則4－11－1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社は、取締役7名のうち2名が社外取締役であり、男性6名・女性1名（社外取締役）で構成しています。取締役候補の選定に際しては、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げている、会社経営に精通している、又は専門性の高い人物であるかを重視し、候補者の選定については取締役会において審議のうえ、決定しております。

また、各取締役はそれぞれに主たる管掌職務を有しており、取締役の選任においては取締役としての総合的な知見・能力といった資質のみならず、主たる管掌職務を担うに相応しい知識・経験を有していることが求められるために、特定の職務経験や事業経験に偏りや重複することなくバランスよく選任されるように運用しております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任状況】
他社の役員の兼任について、当社では、他の上場会社の役員を兼任することにより知見が増えることから、当社での業務に支障のない範囲内での兼任は問題ないと考えております。具体的な兼任社数については、当人の執務遂行に対する現況によるところが大きく、その意向を尊重したいと考えておりますが、現状当社役員としての役割・責務を適切に果たせていると判断しております。個別の主な兼任状況については、事業報告および株主総会参考書類等において適切に開示を行っております。

【補充原則4－14－3　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、社外取締役・社外監査役を迎えるに際し、主要事業所等の視察を初め、経営戦略、事業の内容、運営体制等に関する事業説明を行っており、在任中も必要に応じて、同様の機会を提供しております。さらに、取締役・監査役においては、事業に関する情報は積極的に提供をしており、役員の外部研修等の受講を当社の費用負担にて推奨しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、代表取締役社長以下各部門で連携し、株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主からの面談の申し込みに対しては、合理的な範囲で、役員や関係部門が対応することとしています。
株主懇談会や、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会、工場見学会等の開催に加え、ウェブサイト等でも積極的な情報開示に努めています。
なお、株主との対話に際しては、コンプライアンスの観点からインサイダー情報の漏えいに十分留意し、社内規程である「インサイダー取引防止規則」に基づき適切に管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,099,000	8.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	19,417,000	6.26
藤田観光株式会社	14,385,000	4.64
JFEスチール株式会社	11,244,000	3.62
全国共済農業協同組合連合会	9,200,500	2.96
株式会社みずほ銀行	7,395,633	2.38
株式会社りそな銀行	7,308,543	2.35
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	5,751,802	1.85
CMBL S. A.　RE MUTUAL FUNDS	5,692,000	1.83
JUNIPER	4,690,000	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部、札幌 既存市場、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
細田　衛士	学者											
小泉　淑子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細田　衛士	○	慶應義塾大学経済学部教授（現職） 平成22年6月、当社取締役就任 平成22年6月、当社独立役員に指定	環境経済学の研究者として専門的知見を有しており、また、環境省中央環境審議会や経済産業省産業構造審議会などでの活動を通じて多くの経験と見識を有しているため一般株主と利益相反の生じるおそれがないため
小泉　淑子		シティユーワ法律事務所パートナー（現職） 平成27年6月、当社取締役就任	弁護士としてコンプライアンス等に深い知見と経験を有しており、また長年にわたり海外取引案件に携わっているほか、Inter Pacific Bar Associationにおいて役員や女性ビジネス・ロイヤー委員会委員長として活躍しており、幅広い活動を通じて多くの経験と見識を有しているた

			め

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社監査役は、定期的に会計監査人との間で情報交換を行っているほか、必要に応じて意見を求めています。また、内部監査部門から、内部監査の結果の報告を都度受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩渕　順一	他の会社の出身者													
武田　仁	弁護士													
中曽根　一夫	他の会社の出身者											○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩渕　順一		―――	他の会社の常勤監査役として培った深い知見と経験を有しているため
武田　仁		平成8年、丸の内総合法律事務所パートナー（現職）	弁護士として、コンプライアンス等に深い知見と経験を有しているため
中曽根　一夫		平成27年3月、藤田観光株式会社監査役	他の会社の常勤監査役として培った深い知見

		（現職）	と経験を有しているため

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成18年6月に開催の定時株主総会において、業績連動型報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役 296百万円（支給対象6名）
監査役 61百万円（支給対象4名）
社外役員 20百万円（支給対象3名）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、社外メンバーを加えた報酬委員会で設計しており、客観的な視点を取り入れた報酬制度となっています。役員報酬は「固定報酬」と「業績連動報酬」によって構成されています。また、監査役については業務執行から独立しているため「固定報酬」のみとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役2名は、重要な会議に出席し、必要な資料を閲覧し、また、他の取締役や従業員とのミーティングを行うなどして、情報収集等を行います。社外監査役3名のうち2名は非常勤です。非常勤の社外監査役については、月に2ないし3日出社し、他の監査役とのミーティングを行うことにより情報の共有化をはかっています。社外監査役も、事業所および子会社等の往査やヒアリングを他の監査役と同様に行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、意思決定の迅速化と経営の効率化のため、執行役員制を採用するとともに、持株会社制を採用して事業部門を子会社に分離しています。さらに、取締役会の監督機能の向上をはかるため、取締役の定員を13名以内（平成15年以前は20名以内）とし、任期を1年に短縮して経営責任の明確化を図っています。平成27年6月26 日現在の取締役は7名（社外取締役2名を含む）で、取締役会を原則として毎月1回開催しています。また、平成27年6月26日現在の執行役員は6名（取締役兼務者なし）で、経営執行会議を原則として毎月1回開催し、業務執行状況について執行役員の情報共有化をはかっています。平成27年6月26 日現在の監査役は4名で、うち3名は社外監査役です。各監査役は、取締役の業務執行に関する監査を実施し、原則として毎月1回開催する監査役会に報告して監査の実効性と効率化をはかっています。取締役および監査役の報酬については、株主総会決議に基づき、取締役については、社外メンバーを加えた報酬委員会の意見を踏まえて取締役会決議により、監査役については監査役の協議により、具体的な金額および支払い時期を決定しています。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社です。社外取締役と監査役会が、それぞれの視点から業務の適正の確保に携わる体制が有効であると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として株主総会開催日の3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主のみなさまの議案の検討期間と決算等の事務日程を勘案しつつ、株主総会の早期開催に努めています。この結果、集中日を回避した株主総会開催日となっています。
電磁的方法による議決権の行使	平成20 年6 月開催の定時株主総会から、電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	東証プラットフォームに参加しています。
その他	株主総会のヴィジュアル化のほか、株主総会終了後には、株主懇談会を開催して株主との意見交換や製品説明等を実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1回、株主総会終了後に個人株主を主たる対象とした株主懇談会を行っています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会や四半期ごとのテレフォンカンファレンスのほか、不定期に工場見学会（年数回程度）を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	リリース文、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、株主総会招集通知、事業報告、(連結)計算書類、インベスターズガイド、アニュアルレポート等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画・広報部門	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「DOWA グループの価値観と行動規範」において、会社はステークホルダー（株主、ユーザー、社員、納入・請負等協力業者、地域社会など）のものであり、ステークホルダーに対する責任があることを規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、秋田県における森林育成事業をはじめ、各事業所周辺の清掃活動や、不法投棄された廃棄物の回収など環境保全活動に取り組んでいます。詳細については、年1 回、CSR報告書を作成し、ホームページ等で公開しています。 CSR活動については、東北地方における小・中学生の健全な育成の支援のため、毎年、DOWA杯ジュニア・クロスカントリースキー十和田湖大会を開催しています。 また、岡山県において児島湖花回廊プロジェクトを実施しています。これまでに、5,179本の河津桜を植樹し、引き続き植樹本数を増やすことにしています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、決算説明会の開催、国内外でのIR活動、株主総会後の株主懇談会の開催、ホームページによる情報公開、株主通信の発行、四半期業績の開示などにより透明性の高い経営を実現するよう努めています。
	当社では、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備や女性

その他	のキャリア形成支援について、具体的に取組みを進めています。 これまでに、女性のキャリア形成支援のための育成研修、育児期間中の勤務態様・キャリア形成をサポートするための異動免除や勤務地限定職群の適用、フレックスタイムほか選択的な労働時間の各種整備、結婚・出産・育児等により退職した女性の再雇用制度等、女性のライフステージにあわせた、柔軟で実効性のある取組みを実施しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループ各社は、「DOWAグループ価値観と行動規範」に則り、社会への貢献とともに、企業価値の最大化と株主から付託された経営責任を果たすため、内部統制の効果的かつ効率的な体制整備と運営にグループ全社をあげて取り組んできた。一方で、法令の改正など、社会のコンプライアンス重視の姿勢は強まっており、当社グループへの要請も今後一層強まると思われる。こうしたなかで、当社は、平成18年10月1日に持株会社に移行した。

持株会社制は、各事業グループが専門性を高めるとともに諸施策のスピードをあげて実施できる一方で、統制システムが局所的に特化して全体としての統制が乱れる危険性も孕んでいる。
このため、当社と当社グループ各社が内部統制の基本方針や基本システムを共有するとともに、具体的な活動では各社ごとの独自性を活かせるようにすることで、持株会社制にあわせた効果的かつ効率的な内部統制を図っていく。
さらに、内部統制システムは、事業内容や社会環境の変化にあわせて見直しを続けなければならないものであり、当社および当社グループ各社は、このシステムの整備を一層強力に進めていく。

1. 取締役に関する事項
(1) 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および当社グループ各社の取締役および社員は、「DOWAグループ価値観と行動規範」を日常の行動規範として、事業活動を遂行する。
当社は、執行役員を任命して、取締役会から執行機能を分離し、取締役会の監督機能の強化を図る。
当社および当社グループ各社は、取締役会規程や職務権限規程などの社規により、各職位にある者の権限と責任を明確にするとともに、取締役や社員の自己研鑽や各種教育により、法令、定款および社会規範の遵守を徹底する。
当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を当社および当社グループ各社において整備し運用する。
当社および当社グループ各社は、反社会的勢力には、組織的に毅然とした態度で対応する。また、必要により警察等関係機関や顧問弁護士と連携する。
当社は、DOWA相談デスクの設置や内部監査の実施により、当社および当社グループ各社における不正や不祥事の未然防止と早期発見を図り、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に関する情報を、DOWAグループ情報システム管理規則や知的財産管理規則などの社規に従い管理する。また、文書については、取締役会議事録を取締役会規程に従い作成・保存するほか、稟議書およびその他の書類を文書規則などの社規に従い作成・保存し、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクの把握と回避のために、当社および当社グループ各社の重要事項の決定にあたり、取締役会などによる厳正な審査を実施する。また、当社グループ各社が連携するための連絡体制の構築と、緊急時の対応力向上を図る。このために必要な規則・ガイドラインなどを整備するとともに、各種教育等を実施する。
取締役と執行役員は、月1回の経営執行会議で、5つの事業会社とその事業グループに属する事業子会社各社の活動状況などについて報告を受け、事業環境の変化への迅速な対応を図る。
また、重大事案については、担当執行役員に直接指揮させ、経営執行会議のほか取締役会にも報告させる。
当社は、リスクの把握と回避を図り、必要に応じて適切な措置を講ずるため、当社および当社グループ各社の内部監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役会規程や職務権限規程などの社規により当社および当社グループ各社における権限と責任を明確にする。
当社および当社グループ各社の経営上の決定事項については、重要度に応じて、当社または当社グループ各社の取締役会で決議し、または稟議書によって決裁者が決定する。なお、とくに重要な事項については、あらかじめ経営戦略会議で審議したうえ、当社の取締役会に付議する。
当社は、執行役員の任命によって、取締役会から執行機能を分離し、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化を図る。
また、当社の取締役会で決議された経営方針、中期計画、各年度予算に基づき、5つの事業会社とその事業グループに属する事業子会社各社へ経営資源を適正に配分し、事業グループごとに形成された企業集団が事業活動を行う。
各事業会社は、毎月の事業活動の状況を月次決算としてまとめたうえ、翌月開催される当社の経営執行会議に報告する。
当社の取締役会は、各事業グループの経営計画の達成度を管理するとともに、報酬委員会の答申に基づき取締役と執行役員の報酬に適正に反映させる。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および当社グループ各社は、取締役会規程、職務権限規程、経理規程、文書規則、購買規則、システム管理規則などの主要社規の体系と規定項目を当社および当社グループ各社で共通化し、各職位にある者の責任、権限、(決裁)手続きを明確にする。
当社グループ各社が、重要な事項を決定するときには、社内手続きだけでなく、事業会社においては当社と事前に協議しもしくは事前の同意を得て、また、事業子会社においては親会社である事業会社(とくに重要な事項については当社とも)と事前に協議しもしくは事前の同意を得て実施する。
各事業会社は、所管する事業グループの活動状況を月次決算としてまとめたうえ、当社の経営執行会議に毎月報告する。
当社は、当社、事業会社および事業子会社の開発力、技術力の向上を促進する技術サポート会社、ならびに会計、財務、資材、システムなどの間接業務の効率性と透明性を高める事務サポート会社を設置して、企業集団における内部統制を効果的に進める。
さらに、DOWAネットによる情報の共有化、当社および当社グループ各社の役員・社員が参加する研修会の開催、内部監査の実施などにより、内部統制システムの実効性を高める。
これらにより、当社グループの業務の適正を確保するとともに、効率化を図る。

2. 監査役に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項
監査役が補助すべき社員の設置を求めた場合は、すみやかに監査役の職務について専門性を有する社員を配置する。

(2) 前号の社員の取締役からの独立性に関する事項およびその社員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の求めに応じて補助すべき社員を設置する場合は、当該社員の選任および人事考課等について、監査役の意見を尊重する。

(3) 取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、稟議書の回付およびトップミーティングなどによる当社および当社グループ各社の取締役との意見交換などを実施する。
当社および当社グループ各社の取締役および社員は、会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、監査役に対してすみやかに適切な報告を行う。また、当社は、当社および当社グループ各社の内部監査を実施した場合は、その実施状況および結果を監査役に対して報告する。

(4) 監査役に報告を行った者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社グループ各社は、監査役に報告した者に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取り扱いを行わない。

(5) 監査役の職務の執行について生じる費用等に関する事項
定常的な監査に関する費用については、監査役の要求額を尊重のうえ予算化する。また、 監査の過程で費用が必要となったときは、職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査部門や会計監査人との意見交換、取締役との意見交換、重要な社員からの個別ヒアリング、当社および当社グループ各社への往査などのための監査環境の整備に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社およびグループ各社は、グループのあるべき姿を定めた「DOWAグループの価値観と行動規範」の中で、企業の社会的な責任として、反社会的勢力などによる不正行為を排除することとし、全役職員に自覚し、行動することを求めています。さらに、新入社員研修等の教育、マニュアルなどにより、全役職員にこの規範および関連法規の遵守を徹底するとともに、遵守状況については内部監査によりモニタリングしています。組織的には総務・法務部門を対応統括部署に定め、実際に不当要求を受けた場合には、要求を受けた部署が総務・法務部門に連絡のうえ、関係部署が協力して対応する体制を整えており、必要により警察・弁護士などの外部専門機関とも連携し組織的に対応することになっております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特暴連）に加盟し、特暴連会報や特暴連ニュースによって情報収集を行っているほか、特暴連全体研修会、ブロック別研修会、ブロック別定例会にも参加し、最新情報の収集を行うとともに特暴連や近隣企業との連携を深めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

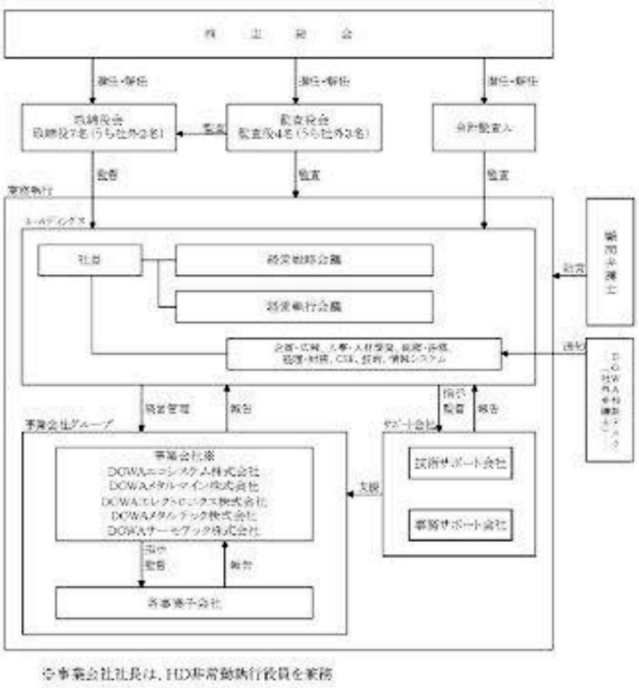
該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛に関する基本的な考え方として、次の「情報と時間ルール」を定めています。
情報と時間ルール
当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、大規模買付といいます）を受け入れるかどうかは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。その判断にあたっては、当社の事業規模や事業領域に照らして、大規模買付を行おうとする者（以下、大規模買付者といいます）と当社取締役会の双方からの「適切な情報提供」と「十分な検討期間の確保」が必要であると考えます。このような基本的な考え方に基づき、当社取締役会は、大規模買付を認識したときは、大規模買付者に対し、次の情報（以下、大規模買付情報といいます）を他の株主および取締役会に提供することを求めます。
（1）大規模買付の目的および内容
（2）買付価格の算定根拠および買付資金の裏付け
（3）大規模買付完了後に意図する当社経営方針および事業計画
（4）その他株主価値に影響する重要な事項に関する情報
当社取締役会は、大規模買付情報を検討したうえで、当該大規模買付に対する評価意見を公表します。その際には、取締役会から独立した第三者により構成される委員会の意見を求めます。また、当社取締役会は、当社株式の取引や異動状況を常に注視し、大規模買付がなされた場合に迅速かつ適切な対応をとり得る社内体制を整備いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【DOWAグループ コーポレートガバナンス図】



※事業会社社長は、HD非常勤執行役員を兼務